

# 令和4年度 第2回茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会 会議録

議題	議 題 (1) 次期基本構想の改定方針及び骨子案について (2) 特定事業の検討の進め方 その他
日時	令和4年10月25日(火) 9時30分～11時30分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室1・2・3 (オンライン会議併用)
出席者名	会 長：大原 一興 副会長：斉藤 進、海津 ゆりえ 委 員：山根 寛、吉野 哲也、坂口 勝利、寺尾 恵一、中山 早恵子、 山口 洋一郎、内藤 喜之、城田 禎行、海野 誠、柏崎 周一、 太田 克之、瀧井 正子、遠藤 明子、上杉 桂子、鈴木 実、 瀬川 直人、牧野 浩子、浅川 晴美、杉山 徹、宮澤 豊、 後藤 祐史  (欠席委員) 委 員：佐藤 勝太、橋 俊彦、大澤 武廣、奥山 重則 (事務局) 都市部都市政策課
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員名簿</li> <li>・ 要綱</li> <li>・ 次第</li> <li>・ 資料1 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定方針(案)</li> <li>・ 資料2 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想【改訂版】(骨子案)</li> <li>・ 資料3 特定事業の検討の進め方</li> <li>・ 参考資料1 各調査の実施概要</li> <li>・ 参考資料2 市民へのヒアリング調査 実施概要</li> <li>・ 参考資料3 まち歩き点検 実施概要</li> <li>・ 参考資料4 バリアフリーに関する意見募集 実施概要</li> <li>・ 参考資料5 事業者別のバリアフリー課題(案)</li> <li>・ 参考資料6 事業調整用シート(案) &lt;茅ヶ崎市役所&gt;</li> <li>・ 別添</li> </ul>
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	なし

## (会議の概要)

### 1. 開会

深瀬課長 : 定刻になりましたので、令和4年度第2回茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会を開催いたします。

本協議会は原則として公開となっておりますが、本日は傍聴の申出はございませんので、このまま会議を進めさせていただきます。

本日はお忙しい中、当会議にご出席いただき誠にありがとうございます。司会の茅ヶ崎市都市政策課長の深瀬です。よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして4点ほどお知らせがございます。

1点目は、バリアフリー基本構想の改定に伴うヒアリング調査やまち歩き点検などへの協力に対するお礼となります。8月、9月と限られた日程の中、皆様のご協力を賜り順調に進めることができ、改めて感謝申し上げます。

2点目は、コロナ禍での会議開催による注意事項となります。会議中は、換気のため、窓やドアを一部開放しております。委員の皆様におかれましては、マスクの着用を徹底していただきますようお願いいたします。会議中でも、体調不良などがございましたら遠慮なくお申出ください。マスク着用により声を出しづらい状況となりますので、マイクを使い発言をお願いいたします。また、発言時には名前を名乗っていただくようご協力をお願いいたします。

3点目といたしまして、本日の会議はオンライン併用会議でございます。オンラインで参加する委員は、発言時以外は音声をミュートとしていただきますようお願いいたします。発言時は、挙手のボタンを押していただくか、画面越しに挙手をお願いいたします。

4点目としまして、本日の会議は、会議録作成のため録画、録音をしますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

本日は活発な意見交換が行われる会議となりますようご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日の会議内容につきましては、議題として、(1)次期基本構想の改定方針及び骨子案について、(2)特定事業の検討の進め方について、その他として、次回会議や委員の任期についてとなります。

まず、資料について確認をいたします。

委員名簿、要綱、次第、資料1、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定方針(案)、資料2、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想【改訂版】(骨子案)、資料3、特定事業の検討の進め方、参考資料1、各調査の実施概要、参考資料2、市民へのヒアリング調査実施概要、参考資料3、まち歩き点検実施概要、参考資料4、バリアフリーに関する意見募集実施概要、参考資料5、事業者別のバリアフリー課題(案)、参考資料6、事業調整用シート(案)〈茅ヶ崎市役所〉、それと別添、また、当日配付資料として、第1回協議会資料よ

り。

資料は以上でございますが、資料の過不足等はございませんでしょうか。

また、現行の基本構想を参考に置かせていただいております。こちらは会議が終わりましたら机上に置いておいてください。

ここで、当会議についてですが、委員28名のところ、オンラインによる参加も含め24名のご出席をいただいておりますので、要綱第6条第2項の規定により会議が成立していることとなります。

ここから先の進行につきましては大原部会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

大原会長 : おはようございます。大原です。それでは、会議を開始したいと思います。早速ですが、本日は議題が2つあります。それぞれ時間を区切って皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

## 2. 議題

### (1) 次期基本構想の改定方針及び骨子案について

大原会長 : それでは、議題(1)次期基本構想の改定方針及び骨子案、メインのところですが、まず最初に、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 事務局から、議題1について説明させていただきたいと思っております。

まずお手元、本日お配りをさせていただきました資料を基に説明したいと思っております。

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想改定作業進め方②は、第1回協議会の資料から抜粋したものとなります。本日、10月25日となります。8月16日に第1回協議会を開催し、その後、8月、9月、この2か月間で課題抽出のため、特定事業者や市民の皆様のご協力を得ましてヒアリング調査やまち歩き点検を実施してきました。その後、10月14日に市民部会を開催し、まち歩き点検やヒアリング調査内容を確認した上で、本日の協議会となります。本日の会議では、議題にございますように、基本構想の改定方針(案)をお示しさせていただきまして、それを基に次期基本構想の骨子案を本日ご提示させていただいたところです。本日の会議でその内容をご了承いただけるようでありましたら、その後、素案の作成をさせていただき、1月の会議の中で改めてもう少し内容が深まったものを委員の皆様にご共有させていただきたいと考えております。

まず、8月、9月に実施してきた課題抽出等について概要を説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料の参考資料1をご覧ください。オンラインでご覧の方は画面を共有しておりますので、そちらでもご覧ください。

参考資料の1ページ目の表となります。こちらは8月の会議後、黄色で着色している1から3、市民へのヒアリングからバリアフリーに関する意見募集を利用者の視点からバリアフリーの課題を整理しています。4と5は、事

業者向けとなり、バリアフリー化の推進に向けた取組として、施設管理者等を中心に課題の抽出をしてきました。表の右側は、これらの課題の整理がどういふふうに次期基本構想や特定事業の設定に位置づけられるかをフローチャートとしています。これらの課題を集め、最終的に次期基本構想に反映する流れとなります。

簡単ではございますが、各調査の概要を説明させていただきます。

スライドの2ページ目です。こちらは市民へのヒアリングとして9月14日に実施させていただいております。当日は市民部会の委員の皆様を含む20名にご参加いただきまして、バリアフリー化されてよくなった点、さらなるバリアフリー化が必要な点に着目して、意見交換をしています。こちらの詳細は参考資料2に記載しています。本日は時間の都合もございますので、参考資料2は割愛します。続いて、4ページ目です。9月14日のヒアリングの翌週です。9月21日午後にまち歩き点検を実施しています。こちらは第1回協議会で示すとおり、現行の基本構想の中で完了となった事業であったり、新しく特定事業として位置づける施設を中心に2グループに分かれてまち歩き点検をしました。Aグループ、Bグループと2つに分かれて当日点検をしております。こちらの詳細は参考資料3に記載しています。続きまして、スライドの7ページです。こちらにつきましては、バリアフリーに関する意見募集となります。当初、1と2のヒアリングや調査、まち歩き点検により市民意見を伺うとありましたけれども、やはり今回、7年ぶり、8年ぶりの改定となりますので、広く多く市民の皆様から意見を承れる場をつくったほうがいだろうと意見がありましたので、9月14日から10月14日の間まで1か月間、タウンニュースの紙面などを使いまして、自由に意見をいただく形で意見募集を行いました。こちら、資料では、1人という形で書いてありますけれども、数字が誤記になっていますが、実際には4人の方から意見数4件いただいております。この詳細は参考資料4に記載しています。続きまして、スライドの8ページです。ここからは事業者向けのヒアリング調査となります。特定事業の事業者となる民間企業の皆様、庁内の事業者等に向けてヒアリング調査を8月25日、9月14日と実施しています。

15ページですが、今回の改定では新たな特定事業計画とは別に、市全体で取り組む事業を新しく位置づけていきます。庁内にある全ての課とヒアリングを実施し、どういう形で基本構想の中に位置づけるかヒアリングをします。ここまでの8月、9月までに実施してきた調査等の概要となります。

参考資料2から4及び別添資料につきましては、繰り返しとなりますが、時間の都合もございますので、ここでの説明は省かせていただきます。

続いて、資料1です。こちらから議題となります。本日、委員の皆様には改定の方針、それを含む基本構想の骨子案の内容をご確認していただくこととなります。

スライドの1ページ目をご覧ください。こちらは現在の基本構想の目次を

左側に載せています。真ん中に新しく次期基本構想の目次、一番右側に今回主な検討事項、変更点を記載しております。全部で大きく分けると8つのポイントがあります。その一つ一つをこれから説明させていただきたいと思っております。

まず1つ目ですが、「基本構想の位置づけ・目標年次」となります。現在の計画はコロナの関係もありまして、計画期間を2年延伸し、約7年の計画となっています。次の基本構想は令和5年度を開始として10年間の計画期間としていきたいと考えております。その中でハードの計画は、評価のタイミングを3回設けたいと考えています。短期、中期、長期と設定していますが、赤丸で囲った令和6年、令和9年、令和14年を評価時期と設定しております。この設定としましては、市の総合計画との兼ね合いや今後の計画に反映できるタイミングを見て設定しております。ソフトの事業は、毎年度継続的に実施していくべきものとなりますので、毎年度内容を確認する考えです。評価、進捗管理のほかにも、次の基本構想の中では、特定事業者との定期的な意見交換を実施していきたいと考えております。協議会の委員の皆様におかれましては、毎年度末にその年度に起きた内容を報告している状況です。次からは年度の間にもう一度意見交換する場などを設けまして、特定事業者とも密に意見交換をしながら進めたいと考えています。

続きまして、2つ目ですけれども、「基本理念・目標」というところになります。バリアフリー法が改正されまして、これまで「社会的障壁の除去」ということが記載されておりましたが、新たに「共生社会の実現」が示されています。この点につきましても、今後の回答方針の中には落とし込みをしていきたいと考えております。基本理念は、これまで現行どおり、誰もが安心して過ごせるまちづくりと設定させていただき、その中の目標の中で、先ほど申した「社会的障壁の除去」であったり、「共生社会の実現」というところを詳しく書いていきたいと考えております。こちらの記載の順ですが、法律で書かれている順番に最終的には直していきたいと思っております。「社会的障壁の除去」、そして、「共生社会の実現」という流れで記載していきたいと考えています。

続いて、3番目です。「重点整備地区の位置及び区域」になります。こちらは茅ヶ崎市が特にバリアフリー化を推進する地区の設定の考え方となります。これまでもご説明したとおり、現在の基本構想の進捗率がまだ33%、令和4年度の見込みも34%程度ということですので、まだまだ進捗率の向上が必要です。現行の地区をまず推進していく考え方で進めたいと考えております。そのため、重点整備地区は、茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区の1地区を設定していきます。引き続き、香川駅であったり、辻堂駅の周辺については、整備促進地区と設定して、まちづくりの進捗に合わせてバリアフリー化を進めていきたいと考えているものでございます。

また、この地区内にあります生活関連施設、生活関連経路につきましては、

現行の基本構想の設定方針を踏まえながら時点修正をしていきたいと考えております。新たに位置づけるものは、茅ヶ崎駅第2駐車場、第3駐車場、第4駐車場となり、こちらは市営駐車場の有料化により新たに位置づけます。第1駐車場は、現在廃止されていますので、計画から削除する流れです。第1駐車場跡地や分庁舎の横にある市役所仮設庁舎跡地活用事業につきましては、この基本構想の改定後のタイミングでは施設が供用開始とならないということがあります。ですので、計画期間中に新たに位置づけを実現していくような形で考えております。また、生活関連経路、道路等は、現在では修正なしの考え方を持っております。

これらを踏まえた新たな重点整備地区の地図や施設は、スライドの8ページです。赤色で囲った部分が生活関連施設の新規で、名称等の変更については青色で記載させていただいております。

続きまして、4番目ですが、「重点整備地区内の移動等円滑化に関する事項」です。こちらは、これまで8月、9月で利用者の皆様とヒアリングやまち歩き点検を実施してきた内容が反映される部分です。今度の基本構想の中では、バリアフリーに関する意見募集や市民の意見を踏まえ、教育啓発や案内、人的対応の充実などを図る内容を新たに追加していきます。また、バリアフリー法の改正に伴い教育啓発特定事業や公共交通事業者の役務の提供に関する内容等もありますので、新たに追加していきます。続いて、路外駐車場です。現在の基本構想の中では、建築物と併せて記載しておりましたが、より明確化していくことによって事業者のほうにも何をすべきかということが分かってきますので、次の改定の中では分けて記載をしていきたいと考えております。

下の表が、次の計画期間に設定する特定事業と考えております。

続きまして、5番目になります。重点整備地区内の特定事業です。基本的には前回の会議でもお示ししたとおり、未着手の事業については引き続き継続的に設定していくことを基本として事業者と調整を進めていきます。継続事業につきましては、引き続き、教育啓発等にも分類されるものがありますので、新たに設定しながら進めていきます。新規事業につきましては、今回のまち歩きやヒアリング等を実施しながら、事業化へ向けて実施していきます。事業の時期の設定の仕方につきましては、記載のとおりですが、ハード、ソフトと分けて設定していきたいと考えております。ただ、この計画の中に記載ができないものもあります。それについては、バリアフリーの検討課題として事業者とも継続的に位置づけができるような形で、調整を進められるような形で別途位置づけを考えながら進めていきたいと考えております。

続いて、スライドの13ページになります。こちらは先ほど参考資料1の中でもご説明したとおり、先ほどの調査ヒアリング等がどういう形で今後反映されていくかというものを示した資料となっております。

続いて、スライドの14ページになります。こちらは新たな位置づけとなります。現行の基本構想では特に示したものではありませんが、市全域で取り組む事業として新たに位置づける内容です。こちらにつきましては、市役所の組織の中の問題となりますが、現在、特定事業の実施に関しましては、その地域、地区に関わる所管する部署だけがバリアフリー化を実施していません。ただ、実際には、その地区にない部署にもバリアフリー化というものについては考えていかなければなりません。そのために、今回新たに市全域で取り組む事業という形で位置づけをしていきます。

また、この中にはバリアフリー法の改正で新たに公立の小中学校のバリアフリー化基準等を加えられたことがあります。まだ現時点では重点整備地区内には設定することができません。その関係から、市全域で取り組む事業として位置づけをしながら、バリアフリー化の促進を図っていききたい。また、二次的な効果としまして、バリアフリーに対する職員の一人一人の意識の改革を促進することによって、誰がどの部署に行ってもバリアフリー化の意識を持っているというふうな意識醸成をしていききたいと考えています。

続きまして、スライドの16ページです。第8章になります。7番になりますが、基本構想の推進管理体制や策定後の市民参加の状況を第8章の中には記載していききたいと考えております。進行管理の体制となりますけれども、特定事業の進捗管理につきましては、これまでどおり協議会市民部会を継続的に開催するというので、毎年度各事業の進捗管理を行っていきます。事業評価につきましては、先ほど申したように3回実施していききたいと考えております。新たなポイントとなりますけれども、事業者との強化連携という形で、定期的な事業者との意見交換の実施、また、前年度に例えば完了した特定事業があれば、事業者、また、市民部会の皆様等含めて現地の確認をしたり、何年かに1回の点検ではなく、常に日頃から当たり前のような形で点検していくという体制を次の計画では力を入れていけたらと考えております。下には図が入っておりますが、進行管理のイメージで、よくPDCAサイクルと言われますが、CとAという部分がしっかりと構築されていないと、今回の改定する計画も作成しただけとなってしまいます。しっかりそれが具現化できるような形で体制を整えていききたいと考えています。

最後、8番、市民参加になります。こちら、スライドの19ページです。これまでも協議会の中でも意見が出たとおり、事業の実施段階において、市民部会を主体とした市民参加による意見交換がこれまで十分にされてこなかったということもありますので、今後につきましては、その点も積極的に行っていききたいと考えております。また、特定事業者につきましては、大規模改修などを伴う場合については、事業の実施段階から意見交換の機会を設けるなどして、これまで以上に意見交換ができる場を、またその仕組みづくりというものをつくっていききたいと考えているものでございます。

こちらが改定方針の全体の概要となります。これらをまとめたものが、資

料2で茅ヶ崎市バリアフリーの骨子案という形でまとめています。

資料2の見方は、お手元にある現行の基本構想に書かれている文字が黒字になります。それに今回市民意見等に基づいて追加・修正した内容を赤色で示しています。法律の改正に伴って修正等したものを青色として直しております。最後になりますが、今回改定時に関連して、追加や修正したものを緑色として骨子案を作り変えています。

全体を一旦、目を通していただくと、色がカラフルに入ってきております。協議会の委員の皆様におかれましては、特に赤と青の色で記載されている部分について、ご確認をお願いしたいと考えております。先ほど申したように、第7章になりますけれども、102ページ以降、「市全域で取り組む事業」については、これから新しく調整をしていく内容となりますので、現時点では枠だけを記載しているという状況となります。それ以前のページにつきましては、今回、これまでの課題抽出のために行ったヒアリング調査やまち歩き点検の内容を入れていきます。

特に今回、バリアフリーの配慮事項のところになります。資料2のページで言いますと36ページになります。この後、議題の2でもお示しをしますけれども、まず、バリアフリー基本構想の中で、今後、バリアフリー化を実施していく中で、配慮すべき事項というものを示していきます。その後、各施設に応じた形で、どういうふうなバリアフリー化を実施していけばいいかを各事業者と調整していくものとなります。36ページからの内容が今後のバリアフリーの考え方となります。

36ページの(1)に「バリアフリー化に関する主な基準等」という形で、当然、事業者の皆様におかれましては最低限守らなければいけない基準というものを記載しております。

37ページ以降、は茅ヶ崎市で実施する場合、特に配慮してほしい内容を特定事業ごとに記載しております。例えば37ページですが、公共交通事業として、鉄道から始まります。

鉄道につきましても、旅客施設、駅舎等もあれば、39ページに車両等というところでの配慮事項もありますので、そういう形で分類しております。今回、現行の基本構想を照らしていただきますと分かるのとおり、イラスト等も入れて、どういうふうなものを求めているかということ、より分かりやすくするために、各配慮事項に図なども入れながら、事業者の皆様、また、市民の皆様にも視覚的に分かるように工夫をしていきたいと考えているものでございます。

40ページはバスになります。42ページは公共交通のタクシーです。

それ以降、43ページには道路事業です。道路は、国道、県道、市道とありますので、共通する考え方を記載させていただいております。

続いて、46ページです。こちらは交通安全特定事業という形で、交通安全の信号機等のバリアフリー化に関するページとなります。



47ページです。こちらは建築物です。これは民間の施設、公共施設、両方ともに共通する内容となります。

続いて、56ページです。こちらは、先ほどもご説明させていただきましたが、現計画の中では建築物の中に入れ込んでいました路外駐車場を新たに特出しして記載している内容となっております。

57ページです。こちらにつきましては都市公園です。59ページです。最後になりますが、こちらはその他の事業です。茅ヶ崎市の場合は海水浴場も重点整備地区に入っておりますので、こちらに関するバリアフリーの配慮事項を記載しております。

簡単ではございますが、資料1、2の説明となります。よろしくお願いいたします。

大原会長 : ご説明ありがとうございました。

それでは、中身がたくさんありますけれども、どこからでも構いませんので、基本的な方針、それから、骨子案という形で、これも結構大部なものとしてありますが、この辺に関してご質問、ご意見など、お願いしたいと思います。

太田委員 : 茅ヶ崎市身体障害者福祉協会の太田です。

資料の2番の86ページを見ていただきたいのですが、86ページに官公署等の茅ヶ崎保健福祉事務所というのがあるんですよ。ここの下の欄に、「平成29年4月に保健所政令市へ移行する」ということになっているんですけども、これ、令和4年ですから、文章を直しておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

それと、あと、保健所も見てきたんですけども、建物が古いので、バリアフリー等も非常に大変だと思うんです。車椅子のトイレなどもエレベーターで2階にあるということを知っていますし、通路も狭いものですから、こういう対策しかないのかなとは思いますが、この辺はどうでしょうか。

事務局 : ただいまいただきましたご意見、資料2の86ページです。神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所の名称について変更となりますので、今後の資料では、正しくしたもので修正させていただきたいと思います。

上杉委員 : 自閉症児・者親の会の上杉です。2点、質問と提案をさせていただきます。まず、今回の骨子案の中の後半の具体的な事業の部分ですね、ヒアリングのほうには出させていただきましたが、鉄道の踏切に関する具体的な記載が、私の見たところ、ないかなと思ったんですが、見落としがあるんでしょうか、それとも入っていないんでしょうか。入っていないとしたら、今回は入れられないんでしょうか。

事務局 : ただいま上杉委員のほからご意見がありました、踏切の件につきましては、今回新たに入れております。資料2の44ページになります。こちらは道路特定事業という形になります。その中で踏切という形で入れさせていただきました。

いております。当然、鉄道事業者との調整、その前後に接続する道路管理者との関係がありますので、このあたりを内容として入れさせていただいて、今後の調整を図っていききたいと考えているものでございます。

上杉委員 : ありがとうございます。見落としとして申し訳ありませんでした。  
もう1点、意見なんですけど、今回、全体基本構想の中の基本理念の中に、「共生社会の実現」というものを入れるということですが、神奈川県は2016年に相模原の殺傷事件があった後に、「ともに生きる社会かながわ憲章」というものを出しております。その年の年末に。なので、共生社会につながる県独自の具体的なそういった指針というか、憲章ですね、それに基づいてというか、それに沿って内容を入れると、より地域性が高まるかなと思います。  
以上です。

事務局 : ありがとうございます。ご意見を踏まえて、目標や基本理念の中に記載していきたいと考えております。

大原会長 : ちょうど今のお話、神奈川県で先週、議会で可決された、当事者目線の障害福祉推進条例のようなものですね。その新しい動きと同時に、今までの神奈川県の福祉の街づくり条例、みんなのバリアフリー条例も改正されて、まさに共生社会づくりというのが目的のところはかなり書き込まれたという、そういう改定がありました。さらに言うと、当事者目線にも関係するんですけども、当事者の参加を望ましい形で求めるような項目も入る新しい動きが、ちょうど先週決まったということなので、ぜひそういったことも踏まえて、茅ヶ崎のバリアフリー基本構想というのは、その新しい動きを捉えた最初の多分基本構想になると思いますので、ぜひそのあたりを強調して、ここで皆さんに先んじて茅ヶ崎が取り組んだというような形でアピールできるといいんじゃないかなというふうに思いました。そんな新しい情報なんかも、これが確定するまでにはいろいろ入ると思いますので、よろしく願いたいと思います。

事務局 : 承知しました。神奈川県と確認しながら、これから内容を調整していきたいと考えております。

寺尾委員 : 1点、第5章で重点整備地区基本構想で時点修正的な感じで茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区の説明が先程ありました。重点整備地区、黒枠で囲っているエリアの進捗率が前期までで33%というお話ですが、33%というところが、何が33%進んだのかというのが、もう少し見えていたほうがいいのかというのと、実際に行政拠点地区については、中央公園、総合体育館を除いた部分では、ほぼほぼバリアフリーですとか、そういう基本的な考え方に基づいたものができ上がっているわけですよ。そういうところはしっかりやっているわけですから、今までの計画の中の結果として出ている部分は伝えたほうがいいのかと、単純に時点修正という考え方じゃなくて、時点修正の中でも重点地区で、ここを押し進めていきたいみたいなものがあるのかないのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

事務局 : まず、33%という数字の意味ですが、当初策定した現行の特定事業計画の中で、短期、中期という形で目標年度を設定しております。その中で、本来であれば45%事業が達成しなければならないところ、現状では33%というところで進捗が遅れているということを示したものとなります。時点修正の中では、現在の特定事業計画の中には、計画期間中に実施がなかなか難しい内容であったり、あとはハードで整備して実施していくものと、ソフトのように毎年実施していくものが混在した表となっております。現在それらを全てまとめ合わせて数値化してしまっていますので、本来ソフト施策というのは毎年度実施すべきものなので、常に100%であるべきもの、ハードというのは、その時々進捗によって応じてきますので、これを指標としなければならないところが混在してしまっているという状況がございますので、その部分を改めるということと、あと、その計画の内容が各事業所もそうですが、どういう経緯で設定されてきたかというところが、担当者の入れ替わりであったりとか、そもそもこの計画自体、把握されていないという部署もあります。そうになってしまうと、なかなか進捗は上がってこないというところがありますので、まずその意識をしっかりと変えていくということと、先ほど大原会長からもお話がございましたように、当事者目線というところをどこまで強く入れていけるか、それを次の計画に落とし込むための準備という形で、これまで市民部会の皆様とここ数年間、様々な活動しながら取組が進んできています。それを今回の改定の中ではいかにつなげて、それを実施できるかというところに重きを置いて進めていきたいと考えております。

大原会長 : 今のご指摘でふと思いましたが、現在の基本構想の中でなかなか整備が進まないということの原因だとか、課題だとか、そういうのを今回の改定版と言えればいいのか、今年度版の基本構想に入れられるといいかなと思いました。もちろんいろいろその原因などを考察されていると思いますので、こういうところがネックになって進みにくいというような実情みたいなものを入れておくといいのかもしれない。そういう中から、今までのそろえられている特定事業でなかなか対応できないこととかあるのかもしれないので、2回目のバリアフリー基本構想ということで、改定ですので、そういう今までの評価というか、もちろん整備がうまく行って、意識が変わったとか、そういう前向きな評価もたくさんあっていいと思うんですけども、そのあたりが基本構想の中には含まれるといいような気がしました。現状では特にそういうパートはこの報告書には目次上は載っていないですかね。

事務局 : 現状の目次の中ではそういう内容が入っていません。例えば目次のほうをご覧くださいますと、第2章の中で、「策定体制及び策定のながれ」というところがございます。その後、今回の現行計画に対する振り返り等、また、次の計画にどう反映していくかというところを記載して、しっかりと分かるような形に修正していきたいと考えております。

大原会長 : 今日国からも委員で来られていますけれども、むしろ今までのバリアフリー構想がどういうふうに進んでいったか、そこで課題は何なのかという情報をきちんと国に上げていくということも、この基本構想づくりでは大事な点の一つだと私は思っています。

ほか、ご意見などございましたら。

柏崎委員 : 老人クラブの柏崎と言います。

9月14日にいろいろな事業所の点検をされて、新しくいろいろな問題が出たということで、大変だったと思います。ただ、今後の新規事業といいますか、今後の特定事業について、今までの点検でも決して法律に違反しているわけではないんだろうと思うんですよ。法律に違反してはいないけれども、バリアフリーの観点から見ると、こういうふうにしてほしいという項目がほとんどだろうと思うんですね。したがって、できるかどうか分からないのですけれども、新しい事業、新規事業における点検というのは、事前の申入れというのか、そういうのが少しできたら、ハードででき上がった後に、こうしてほしい、ああしてほしいというのはなかなか難しいだろうと思うので、建築申請というか、建設の前にいろいろな要望が出せるような仕組みというのがあれば、後からいろいろな要望が出てくるところが解消されるんじゃないかと思えます。非常に難しい問題だと思うんですけども、今までのいろいろな場所を点検して感じたことで申し上げました。一番新しい、市でやっている建築物についても、完成した後に行くと、いろいろとかなりの要望が出ているということで、要望を全部取り入れるということはとても無理な話ですけども、少しでも設計段階で取り入れられたらいいんじゃないかなということを強く感じております。

以上です。

事務局 : 資料1のスライドの19ページです。今、柏崎委員からのお話のとおり、新しく造る建物に対して、完成後、利用勝手が悪いという問題が出てくる話をいただいております。私どものほうもそのあたり、やはり改善ができるような仕組みをつくっていきたいと考えております。実施段階で特定事業者ともやり取りであったりとか、また、この中にはまだ記載はございませんが、例えば、基本構想に載っているバリアフリーの配慮事項をもう少し深掘りして、もっと実施の段階のものに落とすようなものを、例えばパンフレットで配ったりとか、そういうふうなことを事前に周知することができたりすれば、そのような話が少しでも減ってくるかなというふうに考えております。なるべくそのようなことが起きないように仕組みづくりをこの改定の中でも取り入れていきたいと考えております。

大原会長 : ほか、いかがでしょうか。

寺尾委員 : 建設部の寺尾です。

先ほどの重点地区の部分で、骨子案の32ページ、表で生活関連施設の一覧表というのが出て、これ、時点修正でまた名称が変わったり、削除される部

分が出てきたりとかしているんですけども、先ほど会長からも話があったように、1期の計画の中でやれているものも当然この中に入ってきているわけですよね。であるならば、これが前回、過去の経過の中で、バリアフリー基本構想の中に基づいた施設形態になっているのかなっていないのかとか、今後に対応しなければいけないものなのかとか、それがせっかく一覧があるので、分かるような形になっていてもいいのかなとちょっと思ったんですけども、その辺は、これ、取りあえずこういう一覧で載せたという状況なんでしょうか。

事務局 : 32ページの記載については、前段の31ページからの続きとなり31ページに生活関連施設の設定の考え方を特定事業ごとに示しております。これに該当する施設がどの施設かというものを32ページに示しています。今、寺尾委員のほうからお話がありました、各生活関連施設が一旦完了した施設なのかどうなのかというものを示しているものは、この計画の中には表していません。特定事業計画をこの基本構想と別に各事業者と設定していきます。その中で完了したもの、まだ続けるものを分かるような形で掲載していきたいなと考えております。

寺尾委員 : そうであるならば、そのひもづけができるような文章が入ってきたりするのですか。

事務局 : そのあたり、分かるような形で記載をしていきたいと考えております。

大原会長 : ほか、いかがでしょうか。

この後、特定事業の内容を次の資料で説明してもらうわけですが、市民部会で利用者側の意見は幾つか出てきたかなと思うんですが、利用者側で何かご意見はありませんでしょうか。

海津委員 : オンラインからなんですけれども、ご質問よろしいでしょうか。

フロアの声があまりよく聞こえていないので、もう議論されているようでしたら申し訳ないんですけども、今回の構想の中で、これまで市民部会中心に進めている心のバリアフリーの取組などはその中には入らないのかということが1点です。

それと、今回は2回目の構想になりますので、第1回のこれまでのバリアフリーの茅ヶ崎市での歩みとか、そこで得られた成果について、この構想の中で少し触れておいてもよいのではないかなと思うんですが、そのようなことはご検討いただけるのか、入れない方針なのか、そのあたり、いかがでしょうか。

事務局 : まず1つ目のご質問がございました、心のバリアフリーの推進について記載をしていくかどうかというところになりますけれども、資料の2、骨子案のほうにも記載をさせていただきますが、まず、30ページ目で心のバリアフリーの話を記載していきたいと考えております。具体的な実施の取組の事業については、これから実施していきます、特定事業計画の中で、市民部会の取組との連携であったりとか、特定事業者自らが実施する事業に市民部会が

関わったりとか、そういう部分を調整しながら計画に位置づけができればというふうに考えております。基本構想の中では、全体の大枠を心のバリアフリーの推進を当事者目線も入れながら進めていくという程度にとどめたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

2つ目のこれまでの歩みというところにつきましては、例えばご提案として、今お手元に現行の基本構想が会場の皆様のほうにお配りされているかと思うんですが、こちらの現行の基本構想を見ますと、最後に、資料編という形で、協議会を策定するための流れというものを示しております。今回も改定に当たっての経緯というものを入れさせていただきます。これとは別に、今回、これまでの歩みというものを設定することは可能となりますので、そのあたりも検討していきたいと考えております。

海津委員 : ありがとうございます。今回、1回目やってみて、いろいろと反省点とか、ほか、得られているものがあると思いますので、そういった意味でも連携づけておいたほうが、後で参考にもなることが多いと思いますので、今おっしゃったような方針で入れていただければと思います。

心のバリアフリーの位置づけに関しては、この中で、このぐらいにとどまるのだということでした。

内藤委員 : 福祉部長の内藤でございます。

ただいまご質問いただいた中の事務局の回答で、心のバリアフリーに関することについて、資料の30ページで触れているというふうに話があったんですけども、30ページの位置は重点整備地区における考え方ということで、極めて限定的な取扱いになるんだろうと思うんです。それとは別に、22ページのところに、全体的な基本構想の考え方の中で、22ページの②番に、「多様な市民参加と協働による心のバリアフリーの促進」ということが掲げられていて、そこには特に赤字で、「さらに、基本構想策定後も、継続的に市民参加の機会を設け、市民意見の反映や心のバリアフリーの促進を図ります」というふうにありますので、事務局の意見は意見なんでしょうけれども、一応冊子の中ではバリアフリーについては、基本構想の方針としてここに掲げているということについて、一応確認をしておいたほうがいいかなと思います。

以上です。

大原会長 : ありがとうございます。事務局、よろしいですか。

事務局 : 今、内藤委員のほうからご指摘がございましたように、22ページで基本方針、24ページに「全市的なバリアフリー化の推進」ということで、まず1つ目として、「心のバリアフリーの普及・啓発」等を入れさせていただいております。このあたり、もう少し内容のほうを確認しながら、深く記載をしていきたいと考えております。

大原会長 : 今の話題は、例えば102ページ、第7章、「市全域で取り組む事業」というのは、これは新規ということをイメージされているのかもしれませんが

も、ここにさらに心のバリアフリーの発展というか、展開として後で書かれるのだらうなというふうに勝手に推察していましたが、ここにももちろん、今後の事業展開として書かれるということによろしいですね。

事務局 : はい、そのとおりです。

柏崎委員 : 老人クラブの柏崎です。

今の心のバリアフリーのいろいろなご説明で私も思ったんですけども、確かにちょっと記述が少ないような感じがいたします。もう少しスペースを取ってというか、章を新たにしておかという格好でやってもいいんじゃないかなという感じはちょっとしたんです。載ってはいるんだけど、もうちょっとポイントを出して、章を新たにするとか、そういう格好でしたほうが、今、それだけの活動をしているわけですから、それはしたほうがいいんじゃないかというふうに改めて私も思いました。お願いいたします。

事務局 : 貴重なご意見、ありがとうございます。この内容を踏まえまして、章の編成等踏まえて、修正をかけていきたいと考えております。

大原会長 : 特に今の時点でよさそうでしたら、次の具体的な特定事業計画の話に移りたいんですけども、よろしいでしょうかね。これまでのところでは、個人的な意見としては、とにかく茅ヶ崎らしさを出してもらいたいなということを感じていますので、特に心のバリアフリーについて大変熱心にやられていることとか、市民参加が非常に活発だと、それを受け入れ、取り込んでいく体制をつくっているということとか、そういうのがアピールできると思いますので、つくりとして、全国並みにならないように、茅ヶ崎らしさをぜひ出していただけるといいかなと思いました。引き続き、お願いしたいと思います。

今までのところで幾つかご意見をいただきましたので、もちろんこれを強化するというか、修正して加筆するところ、幾つか出てきましたけれども、その辺は作業を進めていただくとして、今の時点で、骨子として、これによろしいでしょうか。一応承認いただいたということによろしいでしょうか。

特にご異論はないようですので、それでは、先に進めさせていただきたいと思います。

## (2) 特定事業の検討の進め方

大原会長 : 議題(2)に移りますが、資料3に基づいて、特定事業の検討の進め方ということです。

説明のほう、よろしくをお願いします。

事務局 : 議題2についてご説明させていただきます。資料3と参考資料5、6が議題の2に関係する内容となります。

これからご説明を差し上げたい点は、先ほど議題1でご承認いただきましたバリアフリーの基本構想に基づき、各施設の管理者と特定事業をどう実施していくか、具体的な調整内容となっています。

資料3をご覧くださいませでしょうか。資料3のスライドの1です。こちらが「特定事業作成のながれ」、その後の計画の流れとなります。赤印で囲んでいるのが本日の協議会です。この協議会の中で、特定事業者と今後調整を進める事業調整用シートについて説明します。ご承認をいただきましたら、その後、事業者とその内容について調整をさせていただき、最終的には令和5年の1月に予定している会議の中で特定事業をお示ししたいと考えております。その間、1度の調整では計画内容が定まらないため、11月から12月にかけて特定事業者と調整を進めたいと考えています。この事業の調整に当たっては事業の項目による難易度等もございます。まち歩き点検やヒアリング等からも市民の皆様からご意見をいただいている点も踏まえながら、事業者と調整をしていきたいと考えています。

具体的にはどんなシートで調整するかは参考資料6を基に、各事業者と調整を図っていききたいと考えております。この参考資料6を基に事業者にはどのような課題があるかを示していかなければなりません。参考資料5は事業者ごとに課題をまとめ、この内容を踏まえながら、次の計画を策定するものです。参考資料5が特定事業者に示す課題、参考資料6が調整をしていくための資料です。

資料3のスライド2ページをご覧ください。事業調整用シートです。こちらの左側、もともとは現在進捗管理をしている推進管理シートを基に記載しています。これを基にまち歩き点検や市民によるヒアリング調査、この項目の中で未完了であったりとか、継続事業であったりという位置づけになっているものについて、次の計画ではどう位置づけるかを事業者の視点からご意見をいただく形となっています。

その後、スライドの3ページです。特定事業者に対しまして、基本構想の骨子案にも記載させていただいているとおり、バリアフリーの配慮事項について配慮してほしいということをお知らせに投げかけます。検討依頼事項③は、市民意見の内容について、どう対応し、事業者が考えるか意見を求めます。

4つ目、事業者自身で抱えている課題となります。この課題をどうバリアフリー化するか一つ一つ各事業者と意見交換をしながら、次の特定事業計画に反映したいと考えています。この結果を次の1月の会議で協議会でお示しさせていただきます。事業者と一つ一つ調整を重ねていきたいと考えております。

資料3のスライドの4ページ以降です。こちらについては、項目ごと、少し具体的に検討依頼事項1をどう考えるか示しています。まず、スライドの4ページは、現行の特定事業計画の中で未完了事業、継続事業について、次の計画にどう位置づけるかとなります。事業の継続、見直し、場合によっては位置づけないということもあります。位置づけない場合は、理由も含めてまとめ上げていきたいと考えております。



2つ目、スライドの5ページです。こちらはバリアフリーの配慮事項に対する対応のページです。事業者ごとに配慮事項が異なるので、その内容について、いつ、どの時期に実施するかを具体的に調整する資料となります。

続いて、スライドの6ページです。こちらは検討依頼事項③です。市民の皆様からいただいた意見に対する対応について、事業者の皆様と、実施時期や継続的に実施できるものか、対応できないものか、既に対応済みかを含めて、一つ一つ調整するシートです。

続いて、スライドの7ページです。先ほどの市民意見と引き続きの部分となりますが、これら市民意見について、具体的な実施時期を落とし込む内容となっています。

スライドの8ページです。こちらは、事業者の皆様が抱えている課題等を列記しながら、いつ、どの時期に実施するかをまとめ上げるものとなっています。これらの4つの検討事項を踏まえ、次期特定事業計画を策定していくという流れとなっております。事務局からの説明は以上となります。

大原会長 : 説明ありがとうございました。

それでは、この点に関してのご意見、ご質問、進め方とか、いかがでしょうか。

杉山委員 : 杉山です。

特定事業の検討なんですけれども、どうしてもこちらサイド、市民サイドから言うと、要求することが多いわけなんです、要求することによって相手に対して非常にプレッシャーになると思うんですが、同時に、バリアフリー化の問題というのは、障がい者が自立して活動できるというのが本来的な目標だと思うんですね。その目標に沿ってやってもらうことが、同時に、駅で言うと駅員、あるいはバスで言えば運転士、そういった人たちの負担の軽減につながるということと密着している話だと思うんです。したがって、その辺の考え方というか、それを事業者の方ときちっと、事業者サイドの負担軽減になっていくんだよということも含めて、検討していく必要があるのではないかと。これはこの間の市民部会でもちょっと発言した内容なんですけれども、その辺のところを文章の中に入れられるのか分かりませんが、市民側の考え方としてそういう考え方もあるということ。

それから、今回のヒアリングや、まち歩きの効果はすごくあったように思うんです。それを考えると、具体的に事業者の方の体験という意味では、今後のまち歩きや何かに事業者の方々も参加していただいて、点検作業に参加していただくというような機会をつくっていくようなことも検討していいんじゃないかなと思います。

以上です。

事務局 : まず1つ目の役務の提供の関係です。資料2の37ページです。前回、10月14日に市民部会で杉山委員からもお話がありましたように、市民からの意見が全て要望で、要望が事業者側に負担増となりがちですが、要望によって

軽減されるようなことも考えなければならないのではないかと話をいただいております。今回、公共交通の鉄道に関わる部分となりますが、バリアフリーの配慮事項の一つとして、今進んでいるデジタルトランスフォーメーションの加速、最新のデジタル技術の活用等によって障がい者等が単独で乗り降りができるような整備が求められているということを付け加えをさせていただいております。そういうことも配慮しながら、次の計画の中で、どう進めていくかを事業者と調整していきたいと考えています。

2つ目のヒアリングやまち歩きについて、市民だけではなくて、事業者も参加する方がよいという意見については、例えば完了案件を見学する、特定事業者との意見交換の場を増やすことを考えていますので、市民の皆様だけの声かけではなくて、特定事業者にもご案内するよう取組を進めていきたいと考えています。

事務局 : 事務局の守瀬です。1点目の件について補足させていただきます。

今、杉山委員がおっしゃった部分に関しては、どうしても構造的に、こちら側が要望する側、事業者側が要望を受ける側ということで、単に要望するだけではプレッシャーになってしまうのではないかとといったところからのご発言だったかと思います。我々としては、杉山委員がおっしゃったように、バリアフリーの対応をすることによっての事業者のメリットみたいなものを文書に記載するかどうかは別として、今後、特定事業計画をお願いする中で、そういった話もしていきながら検討していきたいと考えております。

大原会長 : ほか、いかがでしょうか。

上杉委員 : 自閉症児・者親の会の上杉です。

はっきり覚えていないんですけども、障害者差別解消法が改定されて、合理的配慮提供の義務が民間にも発生するというふうに聞いております。来年4月からでしたっけ。合理的配慮提供に関して、過度な負担にならない程度みたいな条件がついていて、私たち、市のレベルでは、過度な負担というのが何となくイメージできるんですけども、こういった大きな組織、公共交通機関とか、そういったところについての過度な負担はどの程度のものなんだろうとか、それは置いておいて守らなくてはいけない差別解消のハードの改善ですかね、そういったものの基準がいまいちはっきり分からなくて、そういったことについて目安みたいなものがあれば教えていただきたいのですが。

宮澤委員 : 関東運輸局の宮澤と申します。

今、上杉委員のほうから、どのぐらいの配慮が過度になるかどうかというような、指針みたいなものがあるかどうかということだと思っておりますけれども、国土交通省の所管事業における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応方針がありまして、これは国土交通省の所管の事業者、例えば鉄道事業者とか、バス事業者に配付されています。一般のホームページとかで見ても分かりますと思うんですけども、具体的な差別の取扱いの具

体例とか、障がいを理由としない、また、正当な理由があるため、不当な差別的取扱いと当たらない事例とかというような基本的な目安というものが出ております。

上杉委員 : それはホームページで誰でも見れるわけですか。

宮澤委員 : 検索していただければ。国土交通省のホームページに出ております。

大原会長 : いかがでしょうか。

ご質問はないようですけれども。

実際これから、どちらかという、要望する側として、基本構想からいろいろなお願いが出てくると思うんですけれども、そういうプロセスに当たって、鉄道事業者などは、ほかの様々な地域で経験されているからご存じだと思いますが、そのあたり何か進め方でもしご意見などありましたら教えていただけますでしょうか。何かご意見があれば。

事務局 : JRの山根課長、先ほど大原会長からお話があった点、少しお話しいただけますでしょうか。

山根委員 : こちらに聞こえる音が明瞭でないので、もう一度お願いできますでしょうか。

大原会長 : これから特定事業のいろいろなお願いを、もう既に行っているかもしれませんが、茅ヶ崎市のこの事例からいろいろなお願いが行くと思います。

聞こえていないでしょうか。ちょっと分かりにくいようですので。

ここで意見を聞こうが聞かないが、いろいろ相談して、これから落としどころをきちんと決めていただくということになりますので、これから事務局のほうから様々なお願いをご相談に伺うということだと思いますので、その時点でもまたこういうことが難しいとかということは直接お話を伺えればいかなと思います。

今の時点で、この協議会では、ほかにご意見がなければ、今までどおりの仕方で特定事業化のお願いに行くということで進めてよろしいのではないかと思います。

先ほどからご意見があったように、事業者にやはりメリットがあるのだというようなことをきちんと説明して、利用者あつての事業ですので、バリアフリーの視点から、利用者のためになるというようなことを、質を上げていくのだというようなことをぜひお伝えした上で、いろいろな特定事業をぜひ積極的に進めていただくように説明していただければいかなと思います。

それでは、ご意見をいただきます。

鈴木委員 : 視障協の鈴木と申します。

我々障がい者というか、事業者に対して要望だけを出していくというふうなことに話が進んでいるようなんですけれども、鉄道事業者に対しては、利用者から一律10円徴収して、その資金を集めてバリアフリー化に向けて事業を進めていくというようなことを聞いているんですが、その範囲はどの程度なの

か。それと、民間の事業者に対して我々がいろいろな要望を出していった、民間の業者についてもいろいろな問題があって、費用面や何かで、これはできないというふうなことに對して、法的な負担というか、支援がなされるような方法というのは何かあるんでしょうか。

大原会長 : 事務局でお答えできますでしょうかね。バリアフリー化にかかる費用を、一部鉄道事業者は利用者からの運賃で、ある程度負担できるという仕組みができていますけれども、そのほかに公的なその辺の整備のための何らかの手だてなどに関しては、特定事業で進めていくに当たってどんなふうにお考えなのかというあたりは、事務局からお答えできますでしょうか。

事務局 : 事務局の守瀬です。

今、鈴木委員がおっしゃった、電車の運賃に少し上乗せする制度に関しては、制度自体、開始されているというふうにお聞きしています。事業者ごとにその制度を利用するかどうかというものは、運賃の申請という形で認められればできるという形で聞いております。茅ヶ崎市に関して言いますと、J R東日本が既に申請をしているということで、記者発表がされておまして、ただ、運賃の上乗せ部分が適用になる範囲というものが茅ヶ崎市は該当がない状態なんですね。東海道線で言いますと、大船駅までだったかと思えます。なので、茅ヶ崎市に関して言うと、鉄道事業者が運賃に上乗せする形でバリアフリー化を整備していくというものは、現時点では開始されていないということになっております。それらの特定の費用の部分に関しましては、団体によって対応は様々ではございますけれども、茅ヶ崎市に関して言えば、補助金等々の法制度は設けていないという形になっておりますので、各事業者の費用でお願いしているというような状況になっております。

以上です。

大原会長 : それでよろしいでしょうか。具体的な金額とか、特に今この時点では分かりませんし、確かに費用負担に関しては、バリアフリーに関しては、いつも議論の元にはなるわけですが。

ほかにもしご意見などなければ、私が感じていることで言うと、特定事業の事業者というのは、民間、公的な機関、それから、行政ということになりますけれども、市民とか、今回はあまり対象になっていないかもしれませんが、一般市民とか、商店街とか、そこに暮らす人たちの何かをやる事業というの、中にはあると思うんですね。例えば今回の茅ヶ崎の基本構想の地域ではあまり問題になっていませんけれども、例えばごみ出しルールを考えるとかというようなのも、現実にごみが多く出されて歩行に非常に困難だったり、安全性を損なったりというような事例は世の中にはあって、その場合、その地域の商店街だとか住民だとかがルールをつくるかというようなのも特定事業に入れている例はあるんですね。今回、茅ヶ崎では、利用者がお願いするという形ですが、利用者側、市民側でもできることがあれば、そういうのも事業化していくというようなこともあり得るのではな

いかと思うんです。今回、こういうところで、そういうことがあるのかないのか分かりませんが、たまたま課題としてはあまり出てきていないかもしれませんが、可能性としてはあるのではないかと考えています。ということで、市民ができることを考えるというのも、バリアフリー基本構想をみんなで作っていくという上ではあってもいいことだと思うんです。すみません、特に答えのないことを言ってしまいましたけれども。

いかがでしょうか。ほか、何かご意見、ありますでしょうか。

特にありませんか。よろしいでしょうかね。

大体課題の洗い出しはヒアリングと実際のまち歩き点検で、皆さんの力でいろいろとあぶり出されたというふうに思っておりますし、それに対する事業計画が一つに恐らく対応しているというふうには、大量な資料なので、細かいところまでは分かりませんが、大体対応しているという形ですので、このままできるだけ全てが実現していくような形で事業とあわせていただくと、ありがたいというか、してほしいということで、今のところは皆さんのご意見としては、このような形で基本的には進めていただくということでご了解を得たということですのでよろしいですかね。

あまり無理も言えないところですので、それでは、この方針でぜひ質の高いもので実現をしていただくというふうにお願いしたいと思います。

ということで、この議題に関して承認していただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、一応今回の議題2つに関しては、審議は終わったということになります。

委員から何かこんなことを議題として話として上げてほしいということがありましたら、いただければと思いますが、特にないですか。

それでしたら、その他のところになるかと思いますが、あとは事務局のほうからご報告などお願いします。

### 3. その他

#### (1) 次回会議について

事務局 : 事務局から、その他という形で2点ほど連絡事項となります。

まず、会議のご案内となります。

第3回バリアフリー協議会になります。令和5年1月10日の火曜日、午前9時30分から、会場はこちら、市役所本庁舎4階の会議室2から4で会議を予定していますので、ご予約を確保していただきますよう、よろしく申し上げます。開催通知については追ってご連絡をさせていただきます。

もう一つ、市民部会の委員の皆様には再度のご案内となりますけれども、再来週、11月9日、水曜日、午後1時から、同じく市役所本庁舎4階会議室にて会議を予定していますので、よろしくお願いたします。

こちらが1つ目の連絡事項となります。

## (2) 委員の任期について

事務局 : 2つ目の連絡事項です。現在、任期2年間という形をお願いさせていただいております。大半の委員が次の1月17日をもって任期が満了します。各委員の皆様におかれましては、各所属する団体宛てに事務局から次期委員の推薦等に関する資料を送付しますので、ご対応をお願いします。

事務局からは以上となります。

大原会長 : ほかに特にございませんでしたら、本日の会議はこれで終了としたいと思います。ありがとうございました。